第 7 節

航空消防防災体制

📄 1. 航空消防防災体制の現況

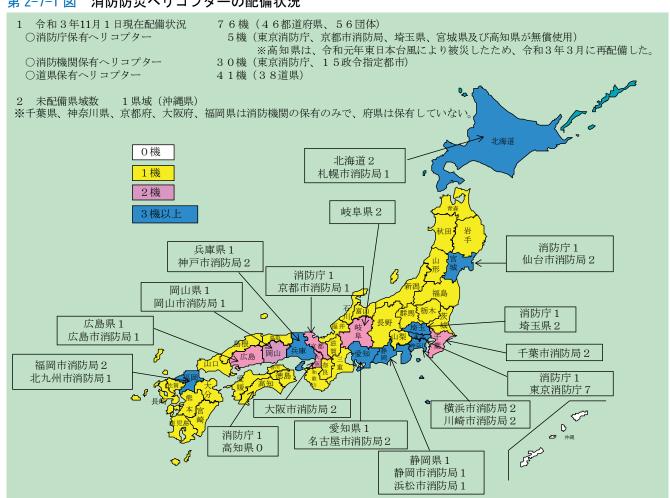
消防機関及び都道府県が保有する消防防災へリ コプターは、救急搬送や救助、林野火災における空 中消火等の活動で大きな成果を上げている。特に、 大地震、台風、豪雨に伴う水害又は土砂災害の発生 により、陸上交通路が途絶するような事態では、へ リコプターの高速性・機動性を活用した情報収集等 の消防活動は、重要な役割を果たしている。

令和3年11月1日現在、消防防災へリコプター の配備状況は、沖縄県を除く46都道府県域に配備 されており、その内訳は消防庁保有が5機、消防機 関保有が 30 機、道県保有が 41 機、計 76 機である (第 2-7-1 図)。



消防庁へリコプター 「おとめ」(高知県)

第 2-7-1 図 消防防災ヘリコプターの配備状況



第2-7-2図 消防防災へリコプターによる災害出動状況(平成28~令和2年)



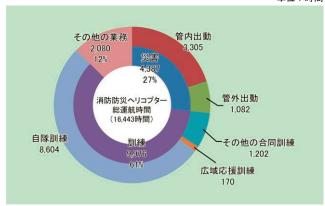
消防防災ヘリコプターは、多様な消防活動でその 能力を発揮しており、令和2年中の全国の出動実績 は5,147件である。(第2-7-2図、資料2-7-1)

また、消防防災ヘリコプターの総運航時間は16,443 時間で、その内訳は、災害出動が4,387 時間(27%)、訓練出動が9,976 時間(61%)、その他の業務が2,080 時間(12%)となっている(第2-7-3図)。

なお、大規模災害時には、消防組織法に基づく緊急消防援助隊としての出動や、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく、都道府県域を越えた応援活動が展開されており、令和2年中は、緊急消防援助隊としての出動が73件(資料2-7-2)、広域航空消防応援としての出動が4件実施された。

第 2-7-3 図 消防防災へリコプターの運航時間の 内訳(令和 2 年)





- (備考) 1 「その他の合同訓練」とは、管轄区域内の地上部隊等との 連携訓練等をいう。
 - 2 「自隊訓練」とは、操縦士の操縦訓練及び航空救助隊員を 対象とした通信・救助訓練等をいう。
 - 3 「広域応援訓練」とは、相互応援協定及び緊急消防援助隊 等に基づく出動を想定した訓練をいう。
 - 4 「その他の業務」とは、試験・検査のための飛行、調査・撮 影業務及び行政業務等をいう。

2. 今後の取組

(1) 消防防災へリコプターの機能強化

消防庁では、緊急消防援助隊の機能強化のため、 消防防災へリコプター、ヘリコプターテレビ電送システム、赤外線カメラ等の高度化資機材、消火用タンク及びヘリコプター用衛星電話の整備に対して 補助金を交付し、大規模災害時等における航空消防 防災体制の充実強化を図っている。

また、消防庁へリコプターには、人工衛星へ直接 映像情報を伝送するヘリサットシステムを搭載し、 地上の受信設備に頼らず、リアルタイムの映像伝送 が可能となる情報伝送体制の強化を図り、大規模災 害発生時における被害情報把握と緊急消防援助隊 派遣の迅速化に取り組んでいる。

これらに合わせて、ヘリコプター動態管理システ ムの整備を進めることにより、活動現場における消 防防災ヘリコプターの位置、動態情報をリアルタイ ムで把握し、大規模災害時の消防庁、現地災害対策 本部等におけるオペレーションが迅速かつ効果な ものとなるよう機能強化を図っている。

今後、ヘリコプター動態管理システムについては、 安全・効率的な部隊運用や調整のため、国の関係機 関が航空機情報を共有できる(内閣官房等が中心と なり令和4年度から運用) 航空機運用総合調整シス テム (FOCS) との連携を行う予定である。

(2) 消防防災へリコプターの安全な活動の確保 に向けて

平成21年以降、4件の消防防災へリコプター墜 落事故が相次いで発生し、消防職員ら計 26 名が殉 職するという極めて憂慮すべき事態となっていた ことを受け、令和元年9月、消防庁では、消防防災 ヘリコプターの運航の安全性の向上等を図るため、 運航団体が取り組むべき項目を「消防防災へリコプ ターの運航に関する基準」として取りまとめ、助言 より高い規範力を持つ消防組織法第37条の規定に 基づく消防庁長官の勧告として発出した。

基準では、機長に不測の事態が生じた場合の安全 性の確保等を目的とした二人操縦士体制や、消防防 災へリコプターの運航管理を担う運航責任者及び 専門的な知見を有する運航安全管理者の配置、緊急 時の対応技量の習得に向けた教育訓練のあり方な ど、消防防災へリコプターの安全運航に関する基本 的事項を定めている。

また、消防防災ヘリコプターの安全性の向上を図 るため、基準に基づき、運航団体が取り組む安全運 航確保に資するための装備品等の整備に要する経 費、二人操縦士体制導入に向けた操縦士養成に必要 な経費、運航安全管理者の配置のための人件費、シ ミュレーターを用いた緊急操作訓練に必要な経費

などについて、令和2、3年度に新規、拡充の地方 財政措置を講じている。

令和4年4月1日からは、二人操縦士体制導入を 含め、基準の全ての規定が施行されるため、消防庁 では、各運航団体へのヒアリング調査を通じ、取組 みのフォローアップを進めている。

(3) 消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保に 向けて

消防防災ヘリコプターの操縦士は、山岳地域での ホバリングなど高度な技術を求められるが、そのよ うな技術を有した操縦士の不足等により、多くの団 体で運航体制の確保が困難な状況となっている。ま た、今後ベテラン操縦士の大量退職が見込まれてい ることから、操縦士の養成・確保が重要な課題と なっている。

今後見込まれる操縦士不足、二人操縦士体制の確 立を見据え、技量ある操縦士の育成・確保及び安全 運航に努めていく必要があることから、消防庁では、 運航団体が消防防災へリコプターの操縦士の要件 及び操縦士の養成訓練に係る計画を策定し、実施す るための指針として、令和2年3月に「消防防災へ リコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム」 を定めた。

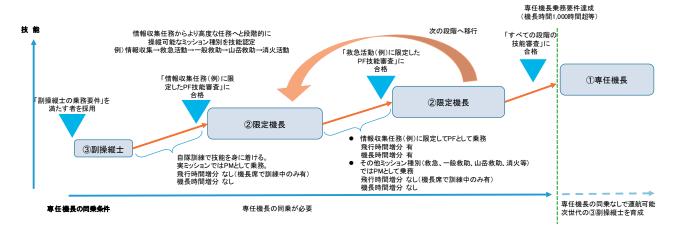
乗務要件においては、操縦士を飛行時間・運航技 能により「専任機長」「限定機長」「副操縦士」の3 段階に分け、それぞれの要件を定めるとともに、訓 練審査プログラムにおいては、ミッションごとに求 められる技術の難易度に差があることや経験のあ る操縦士の確保が難しい状況を踏まえ、ミッション 別の段階的な訓練審査プログラムを定めた。(第2-

7-4 図、第 2-7-5 図)

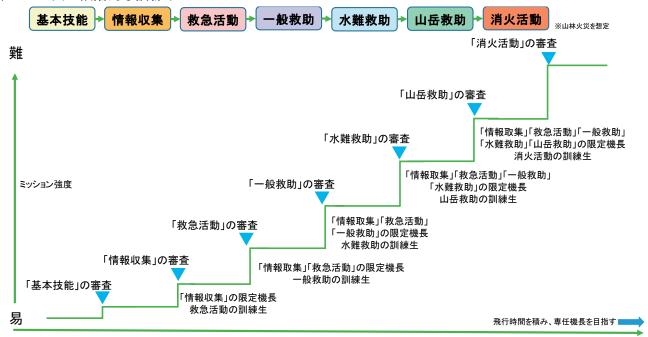
また、消防防災ヘリコプター操縦士等の確保・養 成に向け、防衛省及び自衛隊と連携し、若年定年退 職自衛官の消防防災へリコプター操縦士や運航安 全管理者としての活用を図るとともに(令和2年度 は3名を運航団体において採用)、自衛隊操縦士養 成施設における消防防災へリコプター操縦士の養 成(令和4年1月から1名を予定)などを行ってい る。

第2章 消防防災の組織と活動

第 2-7-4 図 段階的審査のイメージ



第 2-7-5 図 段階的な訓練イメージ



飛行時間